

## 令和6年横瀬町農業委員会第5回総会議事録

1. 開催日時 令和6年5月27日（月）午後1時30分から1時55分

2. 開催場所 横瀬町役場

3. 出席委員（11人）

会長	5番	富田哲夫
会長職務代理者	2番	浅見明仕
農業委員	1番	武藤量司
	3番	八木原智宏
	4番	若林想一郎
	6番	小泉茂樹
	7番	町田幸広
	9番	平沼邦夫
	10番	千島孝夫
農地利用最適化推進委員	第1	平沼良一
	第2	関口孝夫

4. 欠席委員（2人）

農業委員	8番	村越聡
農地利用最適化推進委員	第3	石黒夢積

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	町田勝一
書記	浅見聡
	赤岩亮輔

## 7. 会議の概要

議 長 皆さん、お疲れさまです。お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。

それでは、定刻になりましたので、第5回横瀬町の農業委員会を開会いたします。

本日は、8番の村越聡委員から欠席の旨の通告がありましたので、ご報告申し上げます。また、推進委員の石黒夢積推進委員からも欠席の旨がございましたので、ご報告を申し上げます。

本日の出席の委員は11名でございます。会議規則の第6条の規定による定足数に達しておりますので、ただいまから令和6年第5回農業委員会を開会いたします。

日程第1、議事録署名委員の指名についてを議題といたします。

会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員ですが、慣例によりまして議長よりご指名を申し上げたいと思いますが、ご異議はございませんか。

〔「異議なし」〕

議 長 ありがとうございます。異議なしと認めます。

よって、議長よりご指名を申し上げます。

9番、平沼邦夫委員、10番、千島孝夫委員、ご両名にお願いいたします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本日の議事は、議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件です。

会期は本日1日間にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議 長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3、議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件を議題といたします。

まずは議案第6号番号1につきまして事務局から説明を求めます。

事 務 局 議案第6号番号1について説明いたします。

議案第6号番号1の農地の地番は、議案書の地番の欄にあります2筆です。台帳地目は畑、現況地目も畑で、台帳面積はそれぞれ17平米、282平米です。譲受人は、議案書添付の資料にありますとおり町内在住の方で、

譲渡人は市内在住の方であります。申請理由は自己用住宅で、権利の種類は所有権の移転となっております。

3 ページ目を御覧ください。案内図 1 で場所について説明いたします。申請地の場所は、この地図の中央にあります赤色で示した場所になります。具体的な場所ですが、苅米地区、札所 6 番から北西方面に約 120 メートルのところ申請地になります。今回の申請は、譲受人が現在家族とともに両親の実家に居住しておりますが、手狭となったために新たに自己用住宅の建築をしたいとのことで提出されたものです。農地区分は、申請地が中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断されます。

以上で事務局の説明を終わります。

議長 事務局の説明を終了します。

引き続きまして、担当委員の説明に移ります。

担当委員、平沼推進委員、お願いします。

平沼推進委員 農地利用最適化推進委員の平沼です。上程されました議案第 6 号番号 1、農地法第 5 条の規定による許可申請について所見を申し上げます。

申請書並びに添付書類を精査し、5 月 21 日午後 5 時頃、補助委員の千島農業委員と現地確認を行いました。場所は、札所 6 番ト雲寺から北西側約 120 メートルのところにある農地です。事務局の説明にもありましたが、譲受人が現在家族とともに両親の実家に居住しており、手狭になったため自己用住宅の建設をしたいということで転用申請するものであります。該当地は、小集団の生産性の低い第 2 種農地であるということから、今回自己用住宅の建築であれば転用許可はやむを得ないと判断されます。

皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 続きまして、補助委員の説明に移ります。

補助委員の 10 番、千島委員、お願いします。

千島委員 補助委員の千島です。上程されました議案第 6 号番号 1 について所見を申し上げます。

申請書並びに添付書類を精査し、5 月 21 日午後 17 時頃、平沼推進委員と現地確認を行いました。申請地は、周辺に農地もありますが、平沼推進委員の説明にもありましてとおり、小集団の生産性の低い第 2 種農地であるということから、自己用住宅であれば周辺農地に与える影響も少ないと判断されるため、転用許可はやむを得ないのではないかと思います。

- 皆様のご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。
- 議長 ありがとうございます。
- 以上で担当委員の説明は終了します。
- 続きまして、質疑に移ります。
- 〔「なし」〕
- 議長 質疑なしと認めます。よろしいですか。
- お諮りいたします。
- 上程中の議案第6号番号1につきましても、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願い申し上げます。
- 〔挙手全員〕
- 議長 ありがとうございます。全員賛成です。
- よって、議案第6号番号1、農地法第5条の規定による許可申請に関する件につきましても、許可相当の意見を付しまして、県知事宛てに進達することに決定をいたしました。
- 続きまして、議案第6号番号2につきましても、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 議案第6号番号2について説明いたします。
- 議案第6号番号2の農地の地番は、議案書の地番の欄にあります2筆です。台帳地目は畑、現況地目は雑種地で、台帳面積はそれぞれ198平方メートル、31平方メートルです。譲受人は、議案書添付の資料にありましており町内在住の方で、譲渡人は市内在住の方であります。申請理由は自己用住宅で、権利の種類は所有権の移転となっております。
- 4ページ目を御覧ください。案内図2で場所について説明いたします。申請地の場所は、この地図の中央にあります赤色で示した場所になります。具体的な場所ですが、横瀬駅から南西方面に約120メートルのところがこの回の申請地になります。今回の申請は、譲受人が現在アパート住まいであります。新たに自己用住宅の建築をしたいとのことで提出されたものであります。当該農地は、添付された理由書にもありましており、昭和60年12月23日に自己用住宅用地として転用許可を得ておりますが、許可後本人が病気になったことなどを理由にそのままの状態となってしまったもので、今回改めて自己用住宅用地として売買するに当たり、新たに農地転用の手続が必要となったものであります。農地区分は、当該申請地が第1種住居地域ではありませんが、当該住居地域に隣接しており、また公共の鉄

道駅から300メートル以内の場所にあり、役場からも近く、周辺が住宅に囲まれている立地条件などから、第3種農地と判断されます。

以上で事務局からの説明を終わります。

議 長 事務局の説明を終了します。

続きまして、担当委員の説明に移ります。

担当委員の関口推進委員、お願いします。

関口推進委員 農地利用最適化推進委員の関口です。上程されました議案第6号番号2、農地法第5条の規定による許可申請について所見を申し上げます。

申請書並びに添付書類を精査し、5月24日午後5時頃、補助委員の八木原農業委員と現地確認を行いました。場所は、横瀬駅から南西側約120メートルのところにある農地ですが、現況は雑種地となっております。事務局の説明にもありましたが、譲受人が現在アパート住まいで、今回自己用住宅の建築をしたいということで転用申請するものであります。当該農地は、鉄道駅や役場など公共施設に近く、周辺が住宅に囲まれている立地条件にあります。第3種農地であることから、今回自己用住宅の建築による転用許可はやむを得ないと判断されます。

皆様のご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。以上です。

議 長 続きまして、補助委員の説明に移ります。

補助委員の3番、八木原委員、お願いします。

八木原委員 補助委員の八木原です。上程されました議案第6号番号2について所見を申し上げます。

申請書並びに添付書類を精査し、5月24日午後5時頃、関口推進委員と現地確認を行いました。申請地は、関口推進委員の説明にもあったとおり、鉄道駅や役場など公共の施設に近く、周辺が住宅に囲まれている立地条件にあります。第3種農地であるということから、今回の自己用住宅の建築について転用許可はやむを得ないのではないかと思います。

皆様のご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

議 長 ありがとうございます。

暫時休憩といたします。

休 憩 午後 1時45分

再 開 午後 1時50分

議 長 それでは、会議を再開いたします。

担当委員の所見が終わりました。

質疑に移ります。

〔「なし」〕

議 長 質疑なしと認めます。  
お諮りいたします。

上程中の議案第6号番号2につきましては、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔挙手全員〕

議 長 ありがとうございます。全員賛成です。

よって、議案第6号番号2、農地法第5条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可相当の意見を付しまして、県知事宛てに進達することに決定をいたしました。

ここで、会議録での字句の整理についてお諮りいたします。

会議中の発言に際しまして、不適當あるいは不備な点がございましたら、議長において整理をさせていただきたいと思いますが、ご異議はございませんか。

〔「異議なし」〕

議 長 異議なしと認めます。

よって、そのように処理をさせていただきます。

本日委員会で審議すべき議案は全てこれで終了いたしました。これをもちまして閉会といたします。

お疲れさまでございました。ありがとうございました。

(午後 1時55分)